

田中、秀治

一般社団法人一臨床教育開発推進機構

医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会 副委員長

(一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構)

(国士舘大学 大学院 救急システム研究科)

医療機関が設置する救急救命士に関する委員会

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

改正救急救命士法(令和3年5月28日公布)



良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する ための医療法等の一部を改正する法律案(令和3年2月2日提 出)

- ▶ PDF 概要 [PDF形式:152KB] □
- ▶ PDF 法律案要綱 [PDF形式:171KB] □
- ▶ PDF 法律案案文・理由「PDF形式:282KB」□
- ▶ ppr 法律案新旧対照条文 [PDF形式: 404KB] □
- ▶ PDF形式:325KB] □



照会先

医政局総務課(内線4109)

医政局地域医療計画課(内線4137)

医政局医療経営支援課(内線2623)

医政局医事課(内線4110)

4月に衆議院を、5月に参議院を通過し 5月28日に改正救急救命士法が公布

所管の法令等

令和3年10月1日より法施行された

改正救急救命士法

医療機関内に勤務する救 急救命士は厚生労働省の 定める研修を行うこと



▶研修内容は、日 医学会・臨床救急医学 会・厚生労働省で検討 されリリースされた。

令和三年· 月法 日軍 中施行】 抄) (第十二条関係)

現

(定義) (定義) (定義) (定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

第四

(特定行為等の制型を 変所への搬送の本 がのものであって影音 下においてその業章 所においてその業章 所においてその業章 がのものであっています。 を持定行為等の制型

2 第

(特定行為等の制理 対のものであって関 あのものであって関 五十三条第二号にい 五十三条第二号にい であった関送のためま において教急教命出 行うことが必要と認められる。病者を救急用自動車等に乗せってはならない。ただし、病でにし、病・しいう。」という。」自動車その他の重度傷病者を (乗せるまでの) (東世るまでの) (東世るまでの) (東世るまでの) こ間療場第た

間において教急教命処置を行うこと

研修を受けなければなうで、 でうために必要な事項として厚生労働省をでいる。 であるまでの間において救急救命にないに入院するまでの間において救急救命に対いて救急救命において救急救命において救急救命により、当該病院又は診療所に

教急救命処置

(傍線の部分は改正部分)

厚生労働省通知

医政発 0901第15号通知においては

厚生労働省通知

医政発0901第15号

良質かつ活適切な医療を効果的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律の施行について(救急救命士関係)

厚生労働省医政局長

- 救急救命士法改正の内容
- 施行にあたっての留意点
 - 1. 救急救命士に関する委員会の構成等
 - 2. 救急救命処置に関する規定
 - 3. 院内研修の運用 (詳細はガイドラインを参考に)
 - 4. 救急救命処置の検証

良質かつ適切な仮様を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改 正する法律の一部の施行について(教急教命士法関係)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正 する法律(合和3年法律第49号。以下「改正法」という。)が合和3年5月28日に公布され、 改正法のうち教急教命士法(平成3年法律第36号。)の一部改正については、同年10月1日付

これに伴い、施行に必要な規定の整備を行うため、本日公布された教急教命士法施行規則の 一部を改正する省合(合和3年厚生労働省合第○号。以下「改正省合」という。) により教急 教命士法施行規則 (平成3年厚生省令第44号。以下「規則」という。) の一部が改正され、令 和3年10月1日付けで施行されることとなりました。

改正省令の主な内容、施行に当たっての留意点等については、下記のとおりですので、貴職 におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

院内研修の実施に関する事項(改正省令による改正後の規則第23条)

2 院内研修の内容に関する事項(改正省令による改正後の規則第24条)

日本救急医学会・日本臨床救急医学会で作成されるガイドラインについて 医療機関に所属する救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組 院内研修の内容について、当該ガイドラインを参考とすること

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのポイント

医療機関はそれぞれの環境や医療資源が異なるために、消防機関のような単一な MC体制をとりにくい。その為に各医療機関で以下のことを決めておく必要がある。

院内救急救命士にかかわる委員会において決めておかなければならないこと

- 1. 救急救命処置が可能な場 (外来受診から入院するまでの間)
- 2. 救急外来等において実施する救急救命処置の範囲(33項目の救急救命処置のうちどれを実施するか)
- 3. 救急救命処置を指示する医師の範囲(常勤医師・非常勤医師、どの科の医師までを含めるか?)
- 4. 救急救命処置の事後検証の方法
- 5. 就業前における研修項目の実施(医療安全・感染対策・チーム医療)と 技術的な確認
- 6. 救急救命士が院内で実施できる救急救命処置以外の業務の規定
- 7. 救急救命士の生涯教育体制の確立







院内における救急救命士としての教育 静脈路確保・気管挿管など 救急救命処置



医療機関に勤務する救急救命士の 救急救命処置実施についてのガイドライン

医療機関に勤務する救急救命士の⊖ 救急救命処置実施についてのガイドライン⊖

> 令和 3 年 9 月 3 0 日 ← (令和 3 年 10 月 11 日修正版) ←

一般社団法人 日本臨床救急医学会↓ 一般社団法人 日本救急医学会↓ 医療機関に勤務する救急救命士の⊖ 救急救命処置実施ついてのガイドライン⊖

目次 ↩
救急救命士と本ガイドライン作成の背景4
救急救命士法の改正と整備事項6⊬
本ガイドライン作成のプロセス8←
改正省令 (新日対照表)94
厚生労働省通知114
1 医療機関が設置する委員会15⊖
1-1 委員会の設置と規程15↔
1-2 救急救命士に関する委員会での検討事項15↔
1-2-1 重度傷病者が到着し入院するまでの間において実施する救急救命処置の範囲 .16↔
1-2-2 救急救命処置を指示する医師19⊬
1-2-3 救急救命処置の記録と検証20€
1-2-4 救急救命士が医療機関内で実施する救急救命処置以外の業務23⊖
1-2-5 救急救命士が受講する研修の実施と管理24↔
1-2-6 医療機関内で救急救命士を運用する場合に必要と考えられる事項26↔
2 研修について
2-1 救急救命士が就業前に受講する研修の項目28←
2 - 1 - 1 チーム医療28⊬
2 - 1 - 2 医療安全29 ←
2 - 1 - 3 感染対策304
2 - 1 - 4 適切な救急救命処置の実施と救急救命士に求められる役割30⊬
2-2 救急救命士が就業前に受講する研修の実施方法と時間数314
2-3 他の医療機関または消防機関での経験を有する救急救命士への対応32₩
2-3-1-1 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応32← 2-3-1-2 消防機関での実務経験を有する救急救命士への対応34←

「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン_R31011修正版」 https://jsem.me/news/items/post_20_guidelines.v2.pdf

医療機関が設置する委員会とは

委員会の設置と規程

救急救命士を雇用する医療機関は、当該医療機関に勤務する救急救命士による救急救命処置が適切に実施されるよう、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を設置する(以下、「救急救命士に関する委員会」)

医療機関内における位置づけ

- ●医療機関に所属する救急救命士の業務は多職種の領域に 関連することから、当該医療機関の管理者直轄の委員会と することが望ましい。
- 医療安全の確保等を目的とした既存の院内委員会が存在する場合には、当該院内委員会をもって、救急救命士に関する委員会と兼ねることも考えられる。

委員会の構成員

構成員

- ・救急救命処置を指示する医師、医療安全管理委員会の委員、その他委員会の目的を達するために必要な委員により構成する。
- ・救急搬送患者を担当する看護師や、救急救命士の資格をもった者を構成員として含むことが望ましい。
- ・救急診療に関連する多職種関係者を構成員として含むことが望ましい。
- ・委員会に関する規程 救急救命士に関する委員会の目的、構成員、検討 事項等について明確にした委員会規程を定めておく。

委員会構成員 (例)

院内に存在する既存の 委員会に付属させる状態で設置してもよい



- •委員長 病院長
- 副委員長 救急課部長
- •委員 看護部長
- •委員 医療安全専従看護師
- •委員 救急救命士責任者
- •委員 医事課
- 委員 連携室
- •委員 臨床工学科
- •委員 薬剤科
- ・委員 放射線科 など



医療機関が設置する委員会

救急救命士に関する委員会での検討事項

- ・救急救命士に関する委員会では、救急救命士が実施する 救急救命処置に関する規定を定める。
- ・当該規定のなかで、救急救命処置(33行為)のうち医療機関内で実施する救急救命処置の範囲及び救急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を明確にする。
- ・加えて、救急救命士の業務の質を保障する観点から必要と考える事項について定めるとともに、救急救命処置を指示する医師およびその他救急救命士と協働する医療従事者に対し、当該規定の内容および救急救命処置を実施する救急救命士等について周知することも必要である。

救急救命士が処置可能な33項目 (救急救命処置)

∃

医師の包括的指示

医師の具体的な (特定行為)

た静脈路確保及び

いた静脈路確保

のため ルマ

の輸液

%

ク及び気管内

- 処置
- 自己注射が可能なエピネフリ ン製剤によるエピネフ
- 血糖測定器を用いた血糖測定
- を通じた気管吸引
- 聴診器の使用に よる心音・ 呼吸音の聴取
- 血圧計の使用に よる血圧の測定

心電計の使用に

よる心拍動の観察及び心電図伝送

の除去

- 鉗 子· 吸引器に よる咽頭 による気道確保 声門上部の異物
- による血中酸素飽和度の

測定

- の使用による血圧の保持及び下肢の固定
- 特定在宅療法継続中の傷病者の処置 一の維持
- 吸引
- ウェ による気道確保
- よる酸素投与 工呼吸
- よる除細動

よる気道確保

呼気吹き込み法による人工呼吸

- 骨折の固定
- ク法及び背部叩打法による異物の除去
- 意識状態• 顔色の観察

11

救急救命士に対する医師の指示は







救急救命処置(33 行為)のうち医療機関内で実施する救 急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を 明確にしておくことが求められる。さらに



重要

処置の対象は重度傷病者であることを医師が判断しなければならない。したがって、原則としてその場にいる医師から直接指示をもらうべきである